

特別生活資金(冬期生活資金)について

高齢者、障害者世帯などに、冬期の生活に必要な灯油などの購入として、特別生活資金（冬期生活資金）が活用できます。

【貸付限度額】

一世帯当たり5万円

【貸付の条件】

- ・ 借入申込期間 10月1日～3月末日
- ・ 償還期間 貸付日の属する月の翌月の1日から12ヶ月以内
- ・ 貸付利子 無利子
- ・ 保証人 1人必要

※生活保護受給世帯の方は、管轄する福祉事務所の承認が必要です。

※借入申請に際しては、借受人の所得証明書類と身分証明書、保証人の身分証明書を提示いただき、コピーをとらせていただきます。

社会福祉協議会が窓口になる世帯

1 高齢者世帯

- 1) 老齢福祉年金を受給している70歳以上（障がい者は65歳以上）の者が属しており、下記

のいずれかに該当する世帯ア
単身

イ 上記1)の者と18歳未満の児童のみで構成する世帯ウ

上記1)の者と60歳以上の者のみで構成する世帯

エ 上記1)の者と60歳以上の者及び18歳未満の児童のみで構成する世帯

- 2) 老齢福祉年金は受給していないが、上記1)の ア～エに掲げる世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得（借入申込が1月以降の場合は、前々年分の所得。）が、別表1以下の世帯

2 障がい者世帯

- 1) 障害基礎年金を受給している者が下記のいずれかに該当する世帯であり、かつ配偶者・扶養義務者の所得が別表1以下の世帯ア 単身

イ 夫婦のどちらかが障がい者の世帯 2) 障害基礎年金は受給していないが、世帯主又は配偶者が国民年金法施行令別表の2級以上の障がいを有する世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得（借入申込が1月以降の場合は、前々年分の所得。）が、別表1以下の世帯

- 3) 特別児童扶養手当を受給している者が属している世帯

- 4) 特別児童扶養手当は受給していないが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の2級以上の障がいを有する児童を監護し、養育する世帯であって、本人、配偶者及び扶養

義務者の前年分の所得（借入申込が1月以降の場合は、前々年分の所得。）が、別表2以下の世帯

3 特定疾患患者世帯

特定疾患患者として医療受給証又は患者認定書の交付を受けている者が下記のいずれかに該当する世帯であり、本人の所得が別表3以下、かつ配偶者・扶養義務者の所得が別表1以下の世帯

- ア 単身
- イ 夫婦のどちらかが患者の世帯
- ウ 20歳未満の児童が患者の世帯

※ 対象とならない世帯
社会福祉施設入所者

別表1 「高齢福祉年金の支給停止限度額」…配偶者・扶養義務者所得限度額は全額支給停止額

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	1,595,000円	6,287,000円
1人	1,975,000円	6,536,000円

注1) 扶養親族が老人扶養親族であるとき、本人の場合は10万円、配偶者・扶養義務者の場合は6万円を加算した額となります。また、特定扶養親族が1人いるとき、本人の場合は25万円を加算した額となります。

注2) 以下「扶養親族数」が1人増すごとに、本人の場合は38万円、配偶者・扶養義務者の場合は21万3千円を加算した額となります。

別表2 「特別児童扶養手当の支給停止限度額」

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円

注1) 扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるとき、本人の場合は1人につき10万円、配偶者・扶養義務者の場合は6万円を加算した額となります。また、特定扶養親族であるとき、本人の場合は1人につき25万円を加算した額となります。

注2) 以下「扶養親族等数」が1人増すごとに、本人の場合は38万円、配偶者・扶養義務者の場合は21万3千円を加算した額となります。

別表3「障害基礎年金の支給停止限度額」

扶養親族数	本人
0人	4,621,000円
1人	5,001,000円

- 注1) 以下「扶養親族等数」が1人増すごとに、本人の場合は38万円加算した額となります。
- 注2) 扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるとき、1人につき10万円を加算した額となります。また、特定扶養親族であるとき、1人につき25万円を加算した額となります。